

＜発達支援部会 児童施設分科会＞

1. 障害児支援の見直しに関する検討に際して、児童福祉法制定からの障害児施策及び施設の歩みを概観し、特に児童福祉法改正施行(平成 18 年 10 月)による措置・契約の支給決定及び知的障害児施設における実態を検証してください。
2. 障害児施策は、障害者自立支援法の枠組みとしないで児童福祉法下の子どもの福祉施策と整合性のある一体的な施策・制度として検討して下さい。
3. 知的障害児施設に入所する児童の多くは「社会的養護」として捉えられるため、障害児の社会的養護に関する実態の把握と施策推進を図って下さい。
4. ライフステージの一貫した支援の検討に当たり、知的障害児施設等における在所延長規定を見直し、満 18 歳を基本とした体系を検討して下さい。
5. 知的障害児施設の在籍児童は、虐待・ネグレクト等適切な養育環境に欠けていること、家庭から分離により成長・発達に及ぼす影響が大きいため、大人との愛着関係を確保する家庭に代わる養育支援の役割を基本とし、必要に応じて発達支援・療育支援等一体的に提供できる施設機能を整えて下さい。
6. 知的障害児施設においても、家庭との連携や施設生活の家庭的環境の整備を促進するため、児童養護施設に認められているグループケア方式、分園型施設、地域小規模養護施設等を導入し施設ケアの小規模化の促進を図って下さい。
7. 知的障害児施設に入所に至らないためのニーズに応じた相談支援、在宅支援、家族支援の方を検討し、また、施設入所後の家族再統合等に向けた支援の重要性からそれらの機能を担う専門職種を配置した子ども家庭支援センター・子ども地域療育センター(仮称)等の事業を創設するなど障害児施設の最低基準の抜本的見直しをして下さい。